

基金の概要

名古屋議定書実施基金（NPIF）は、名古屋議定書の早期発効及び実施を促進するために2011年3月に設立されました。

NPIFは、議定書を批准する予定である署名又は署名手続き中の発展途上国および移行経済国の支援に注力することを目的とし、特に民間セクターの参画を含めた利用者と提供者間のABS（遺伝資源のアクセスと利益配分）約束につながるような活動を支援します。

名古屋議定書実施基金（NPIF）は、議定書の早期発効と実施を促進するための基金です。

NPIFは、日本国および他国政府の資金拠出に基づき、生物多様性条約の資金メカニズムである地球環境ファシリテイ（GEF）に設立され、世界銀行がその資金管理を行っています。

写真提供：

表紙 IGOR CASTRO DE SILVA BRAGA/THE WORLD

BANK

テキスト内：JAIME CAVELIER/GEF

お問い合わせ

地球環境ファシリテイ事務局
自然資源局 上級生物多様性専門官
渡辺 陽子
1818 H Street, NW,
Washington DC, 20433, USA
Tel : +1-202-473-9847
Fax : +1-202-522-3245
Email: ywatanabe@thegef.org

名古屋議定書実施基金

Nagoya Protocol Implementation Fund



名古屋議定書実施基金 Nagoya Protocol Implementation Fund



支援対象国

名古屋議定書を、批准する予定の署名又は署名手続き中の発展途上国または移行経済国からの要請に基づき支援を行います。

先進国の民間セクターおよび政府は、支援要請を行う発展途上国のパートナーと共同・協力してプロジェクトを運営します。



支援額・費用

一件 100 万ドルまでのプロジェクトを主に支援します。100 万ドル以上のプロジェクトも要請可能です。

支援内容は、専門家派遣、研修、調査、機材、人件費など活動に関わる諸費用を含みます。民間セクターおよび関連機関からの協調融資を推奨しています。

支援対象となる事業

- ABS 国内制度の発展
- 技術移転及び民間セクターの参加を推進する国及び地域レベルのプロジェクトおよび生息域における遺伝資源の保全及び持続可能な利用に対する投資を促進するプロジェクトの実施
- 事前の情報に基づいた同意 (PIC)のもと、先住民族や地域社会の保有する遺伝資源に関連する伝統的知識にアクセスすることを目的とする能力構築
- 名古屋議定書の普及啓発のための活動の実施
- 名古屋議定書の実施のための知識と科学的基盤の促進

基金の活用例

遺伝資源を提供している途上国における遺伝資源を利用した製品（医薬品、化粧品、新品種、機能性食品など）の途上国との共同探査・調査・開発と持続可能な利用、途上国が保全したい遺伝資源が多く存在する生息域の整備、途上国の保有する遺伝資源に関連する伝統的知識の情報のデータベース化と有効利用、生息域から採集した遺伝資源の評価・保存など。

プロジェクト申請の手順

要請案件は、支援を受ける発展途上国の GEF 担当（主に環境関連政府機関）の承諾と GEF 実施機関（アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、国連食糧農業機関、米州開発銀行、国際農業開発基金、国連開発計画、国連環境計画、国連工業開発機関、世界銀行の 10 機関から一機関を選択）の支援を得て、GEF 事務局に提出し審査されます。

まずは、簡易なプロジェクトコンセプトをご用意いただき、GEF 事務局の窓口を通じてご相談ください。